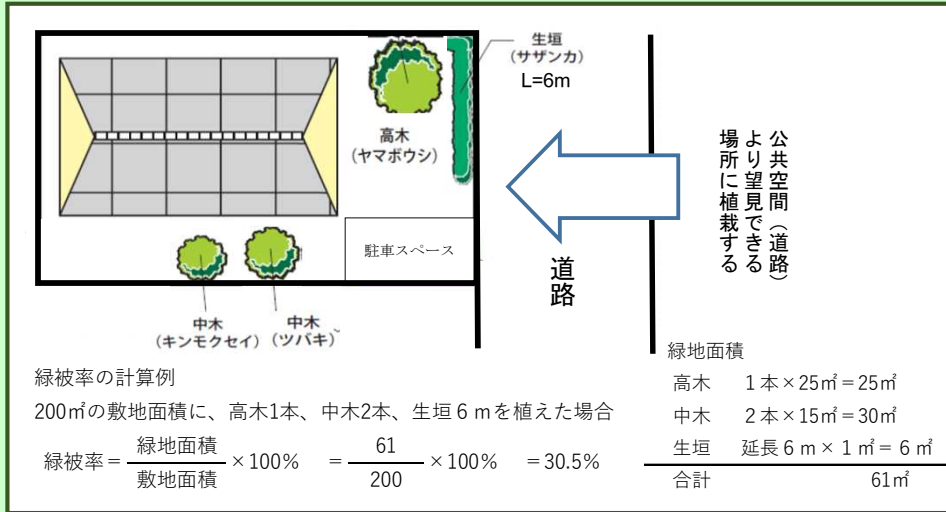


緑被率の計算例(敷地面積200㎡の場合)



民有地緑化のための助成制度の紹介

◇緑のまちづくり協定締結団体に対する緑化事業助成

【内容】 協定に係る緑化事業費の助成

【対象】 金沢市長と「緑のまちづくり協定」を締結した団体
※協定については金沢市緑と花の課へお問い合わせ下さい。

【助成額】 緑化事業費の3分の1に相当する額 (上限額あり)

◇新築記念高木植栽助成

【内容】 植栽工事に係る費用の助成

【対象】 金沢市内の開発区域内緑化計画がある地区で
住宅・事業所等を新築し、高木(3.0m以上)を植栽される方

【助成額】 30,000円

※新築記念樹引換券プレゼントとは併用できません。

🌿助成制度に関するお問い合わせは(公財)金沢まちづくり財団まで

公益財団法人 金沢まちづくり財団 〒920-0999 金沢市柿木島1-1 (金沢市第二本庁舎内)
TEL:076-220-2581 FAX:076-220-2583 Mail:machidukuri@city.kanazawa.jp

令和2年7月1日 制度開始

開発行為にかかる緑化の制度が変更になりました

1. 開発区域内緑化計画の届出が必要となります。

金沢市における緑のまちづくり条例が一部改正され、「開発区域内に公園等を整備する緑化計画」又は「開発区域内の画地ごとの植栽による民有地緑化の緑化計画」を策定し、届出が必要となります。

2. 一定の条件を満たした場合に公園の設置が緩和されます。

金沢市開発指導基準が一部改正され、面積0.3ha以上1.0ha未満の開発行為において、周辺に既存の公園等がある場合には公園の設置が緩和されます。

🌿 開発区域内緑化計画に関する届出や、ご相談は緑と花の課へ 🌿

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 都市整備局 緑と花の課
TEL:076-220-2358 FAX:076-224-5046
Mail:midobana@city.kanazawa.lg.jp

1. 開発区域内緑化計画（以下「緑化計画」という）の届出について

こんな場合は届出が必要になります

都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けて、
開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為を行う場合



緑化の目標を設定した計画を策定し、届け出てください

- ・開発区域内に公園等を整備する緑化計画
又は
- ・開発区域内の画地ごとの植栽による民有地緑化の緑化計画

※届出に必要な緑化計画は開発行為の内容によって異なります。

2. 公園の設置緩和について

以下の条件をすべて満たした場合に、
公園の設置が緩和されます

- 開発面積が0.3ha以上1ha未満であること
- 市街化区域内の開発であること
- 開発区域が既設公園の誘致距離内(※)であること
- 開発行為に関する緑化指導基準(行政指導指針)を満たした民有地緑化の緑化計画が策定され、届出されること

(※)既設公園の誘致距離は、小公園が100m、街区公園、近隣公園及び地区公園は250mです。
 詳しくは金沢市開発指導基準をご参照ください。

緑化計画の届出の際は以下の書類の提出をお願いします

- ・開発区域内緑化計画届出書
- ・位置図 ・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図
- ・開発区域内緑化計画(※民有地緑化の場合のみ)

3. 開発行為に関する緑化指導基準（行政指導指針）

緑化計画は、緑化の方法により、「開発区域内に公園等を整備する緑化計画」又は「開発区域内の画地(利用の単位となっている1区画の宅地)ごとの植栽による民有地緑化の緑化計画」があります。

それぞれの緑化計画において求める基準は次のとおりです。

- (1) 公園等を整備する緑化計画
金沢市開発指導基準に基づき、公園や緑地の設置を求めます。
- (2) 民有地緑化の緑化計画
各画地の緑化について、次のとおり求めます。

項目	基準
樹木を植栽する場所	公共空間より望見できる宅地内とする。
樹木の植栽量	各画地において、 高木、中木、生垣による植栽で緑被率10%以上 とする。(緑被率計算は下の表による。)
樹木の種類	周辺住民及び農作物等に害を与えるおそれのあるものは植栽しない。
樹木の維持管理	土地所有者等は、樹木等の健全な育成を図るために必要な剪定整枝及び病虫害防除を行う。
その他	【宅地の分譲販売を行うとき】 ・緑化計画の届出者は、緑のまちづくりを推進する団体を結成し、市長と緑のまちづくり協定を締結するものとする。 ・届出者は、宅地の購入者に対し、緑化計画について書面(重要事項説明等)にて説明を行う。 ・緑化計画の達成に向けた届出者による 具体的な取り組み

計画の達成(緑被率10%以上)に向けた具体的な取り組みを記載してください。

- 【例】**
- ・植栽が完了した状態で住宅の販売を行う
 - ・宅地の購入者に樹木を提供する 等

○緑被率 = 緑地面積 ÷ 敷地面積 × 100%

緑地		基準	緑地面積
樹木	高木	樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本
生垣		高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡